

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

告示

鳥取県告示第六百十四号

大鴨土地改良区が行う土地改良事業に係る耳地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

- ◇ 告 示
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農
村整備課）
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
 - 保安林の指定の解除予定（造林課）
 - 県道の区域の変更（道路課）
 - 県道の供用の開始（〃）
 - 都市計画の決定に係る案の縦覧（都市計画課）
 - 都市計画の変更に係る案の縦覧（二件）（〃）
 - 廃川敷地等の生成（河川課）
- ◇ 選管告示
 - 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示
 - 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 雑 報
 - 理容師試験等の平成三年度第二回学科試験の実施（衛生
課）

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年八月二十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十五号

郡家町が行う土地改良事業（新農村地域定住促進対策事業覚王寺区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年八月二十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字本谷一九四三の六、字浅井本谷一九四四の九（次の図に示す部分に限る。）、一九四四の一七、一九四四の一八、字

浅井川東二〇二八の二、二〇二九の二、二〇二九の四、二〇三〇の三、二〇三〇の三四、二〇三〇の三五、二〇三〇の三九から二〇三九の四二まで、二〇三三の二、二〇三三の三、二〇三四の二、字浅井の内スカマ二二五〇の二〇から二二五〇の二二まで、浅井荒神谷二二八一の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年八月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		変更前後	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
郡家鹿野気 高線	変更前	気高郡気高町大字勝見字箕平 要害谷七八四一―地先から同 大字字西山崎六四五―八地先 まで	六・一 二・五	四八八・〇	
	変更後	気高郡気高町大字勝見字箕平 要害谷七八四一―地先から同 大字字西山崎六四五―八地先 まで	六・一 三・八 五	四九四・〇	
		気高郡気高町大字勝見字箕平 要害谷七八四一―地先から同 大字字乗御前口六一三―二地 先まで	一七・五 三・八 五	四三三・〇	

鳥取県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年八月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
郡家鹿野気 高線	気高郡気高町大字勝見字箕平要害谷 七八四一―地先から同大字字乗御前 口六一三―二地先まで	平成三年八月二十六日

鳥取県告示第六百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、八頭中央都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画河川 一号千代川

二 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分

八頭郡河原町大字河原字東地村、大字片山字恵比須木及び字下沖、大字渡一木字出合河原、字向河原、字沖河原ノ上ミ、字畑ヶ田、字沢通り及び字高草堰ノ下タ、大字今在家字古屋敷及び字中河原、大字曳

- 田字東丸山、字西丸山、字興次郎新田、字勘右エ門新田、字弥次郎新田、字崩し、字田中尻及び字小荒、大字徳吉字下河川、字中河原及び字上河原並びに大字高福字荒内、字上ミ中新田及び字下割新田
- 三 都市計画の案の縦覧場所
八頭郡河原町大字渡一木二七七 河原町役場
- 四 縦覧期間
平成三年八月二十三日から同年九月六日まで

鳥取県告示第六百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路 三・三・四号横断道四軒屋線（変更後三・四・五号横断道境港線）、三・四・五号新米子境線（変更後三・三・四号西福原河崎線）、三・四・十号皆生温泉環状線及び三・五・十一号美濃大

山線

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 三・三・四号 横断道四軒屋線（変更後三・四・五号 横断道境港線）
追加する部分

米子市両三柳字山中六郎兵衛屋敷通
変更する部分

米子市両三柳字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字代吉郎道左右、字御免地道西、字新川東、字新川西、字幸助道左右、字市庵道西、字幸助道西、字文三郎道西、字治平道左右、字弥兵衛道西、字忠次郎道西、字忠次郎道南、字隠居道西、字深池尻中通外、字高木灘道西、字三保向ヒ、字山中新川、字文平冲通及び字河崎境並びに河崎字三柳境沖ノ一、字冲通り、字大水落沖及び字矢倉灘道西

- 2 三・四・五号 新米子境線（変更後三・三・四号 西福原河崎線）
変更する部分

米子市河崎字矢倉灘道西及び字冲通り
削除する部分

- 3 三・四・十号 皆生温泉環状線
変更する部分

米子市東福原字冲林二及び字北原六
変更する部分

- 4 三・五・十一号 美濃大山線
変更する部分

米子市今在家字向谷田並びに赤井手字西天神免、字中天神免、字東天神免、字西中島ノ下及び字明寿庵

三 都市計画の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

平成三年八月二十三日から同年九月六日まで

鳥取県告示第六百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園 九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡東郷町大字門田字小池、大字長和田字小池、字川尻、字砂田、字入江及び字狐コロン並びに大字野花字岩根及び字西走出

三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東郷町大字龍島五〇〇 東郷町役場

四 縦覧期間

平成三年八月二十三日から同年九月六日まで

鳥取県告示第六百二十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備えて縦覧に供する。

平成三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

八橋川水系に係る二級河川牛飼川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三年八月二十三日

三 廃川敷地等の位置

1 東伯郡東伯町大字八橋字牛飼谷奥二六一五番一地从先から同大字字家の上二六二三番三地从先まで

2 東伯郡東伯町大字八橋字家の上二六四〇番一地从先から同大字字家の下二六七五番一地从先まで

3 東伯郡東伯町大字八橋字家の下二六七六番一地从先から同字二六八五

番一地先まで

4 東伯郡東伯町大字八橋字禦焼口二六八七番一地先から同字二六八九番一地先まで

5 東伯郡東伯町大字八橋字禦焼口二六八九番一地先から同字二六九五番一地先まで

6 東伯郡東伯町大字八橋字蛭谷二七〇九番地先から同大字字牛飼谷口二七二二番一地先まで

7 東伯郡東伯町大字八橋字牛飼谷口二七二四番一地先から同字二七一七番一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 四、七三七・四二平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

平成三年第十七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年八月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 日時 平成三年八月二十七日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
三 議題

1 平成三年度明るい選挙推進月間事業について

2 平成三年度明るい選挙推進協議会委員研修会の開催要領について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年八月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 圭 介

一 日時 平成三年八月二十七日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員会室
三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

雑 報

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第三条第一項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第四条一項

の規定による美容師試験の平成三年度第二回学科試験を次のとおり実施する。

平成三年八月二十三日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳 瀬 孝 吉

一 試験期日 平成三年十月二十七日(日)

二 試験会場 倉吉市越殿町一四〇九

倉吉市農業協同組合大会議室

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)

2 受験願書受付期間

平成三年九月三十日(月)から同年十月四日(金)までの午前十時から午後四時まで(郵送の場合は、十月四日(金)までの消印のあるものに限る。)

3 受験手数料

九千円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書等配布場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

2 受験願書等配布期間

平成三年八月二十六日(月)から同年九月二十五日(水)までの期

間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 問合せ先

〒六八〇 鳥取市弥生町三〇二一二

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

(電話〇八五七―二九―六〇八六)